

八幡市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者募集要項

令和6年8月1日 改定

1 目的

この要項は、ふるさと納税制度を通じて、事業者と協働で八幡市（以下「市」という。）の魅力を発信するとともに、地元特産品等について広くPRし、地域経済の活性化を図るため、寄附者への返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集することを目的とします。

2 協力事業者の要件

返礼品を提供する協力事業者は次に掲げる要件をいずれも満たしている者としてします。

- （１）本社または事業所のいずれかを市内に有している者。
- （２）市税等の滞納がない者。
- （３）代表者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- （４）各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っている者。
- （５）八幡市個人情報保護条例及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができる者。
- （６）返礼品の発注や配送管理等の業務を委託事業者へ委託していることから、返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を取り交わすことができる者。
- （７）その他市長が特に不適当と認める者でない者。

3 返礼品の要件

返礼品は次に掲げる要件をいずれも満たしているものとします。

- （１）市の魅力の発信やブランドの向上、地域産業の振興に寄与するものであること。
- （２）平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準のいずれかに適合するものであること。（別紙参照）
- （３）食料品については、寄附者のもとに到着後5日以上賞味（消費）期限が保証されるものであること。
- （４）品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間が限定されるものについては、期間及び数量限定で提供可能なものであること。

4 返礼品の決定

- （１）寄附者が返礼品を選択する際の基準となる寄附金額は、寄附金額に対する返礼品の提供価格（消費税、梱包代、返礼品提供にかかる手数料を含む。）が3割以下となるよう、市が決定します。
- （２）返礼品として採用する期間は、決定した日から当該年度の3月31日までとします。

ただし、期間満了の 1 か月前までに協力事業者より返礼品登録を取りやめる旨意思表示がない限り、市はその期間を 1 年間更新できるものとします。

5 費用負担

- (1) 返礼品の提供にかかる費用は、市が負担します。
- (2) 寄附者からの商品の品質・性能に関する苦情に対する再配送等にかかる費用は、協力事業者の負担とします。

6 協力事業者の特典

- (1) 市が利用するふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名等を掲載することにより、自らの取組を全国に P R することができます。
- (2) 返礼品の送付にあたって、送料に影響しない範囲内において、自らのチラシ等を同梱して発送することができます。

7 申請方法

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添えて八幡市ふるさと応援寄附金担当課まで提出してください。

- (1) 八幡市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者登録申請書
- (2) 事業者概要（任意様式）（パンフレット、ホームページなど）
- (3) 商品概要（任意様式）（商品サンプル、商品ラベル、写真などの総務省の地場産品基準に該当することが分かるもの）

8 返礼品の内容変更等

協力事業者は八幡市ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者及び返礼品登録内容を変更または取りやめる場合は、所定の様式に必要事項を記載し、八幡市ふるさと応援寄附金担当課まで提出してください。

9 その他留意事項

- (1) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものであり、選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 協力事業者は、提供した返礼品の品質・性能に関する苦情、事故等があった場合には、その内容を市へ報告するとともに、協力事業者の責任において適切に処理してください。
- (3) 協力事業者は登録した商品の販売を中止する場合には、事前に市に報告してください。また、商品の発送に遅延が発生した場合には、速やかに市へ報告してください。
- (4) 返礼品の提供にあたり、知り得た寄附者の個人情報については、返礼品の発送以外の

目的に使用しないでください。また、個人情報の取扱いについては、八幡市個人情報保護条例及び関係法令を遵守してください。

- (5) 市は協力事業者及び返礼品が本要項に定める要件に適合しなくなったと認められる場合は、協力事業者及び返礼品の提供を取り消すことがあります。
- (6) 委託事業者から協力事業者への返礼品の提供価格の振込みにかかる手数料は協力事業者の負担となります。

総務省告示第 179 号第 5 条

令和 6 年 6 月 28 日 改正

- 1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ・・・食肉の熟成又は玄米の精白当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ・・・当該製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4・・・返礼品等を提供する市町村市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の 7 割以上であること。
- 7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。以下同じ。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7 の 2・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。
- 7 の 3・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって前号に該当しないもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - イ・・・当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき 1 人当たり 5 万円を超えないもの
 - ロ・・・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 108 号）が適用された同法第 2 条

第 1 項に規定する災害発生市町村の属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日から起算して 1 年を経過する日の属する指定対象期間において提供されるものに限る。）

- 7 の 4 . . . 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8 . . . 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
- イ . . . 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ . . . 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ . . . 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 . . . 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。